

平成30年4月13日

川崎市南部地域療育センターにおける行政による監査の実施について

この度、当法人が指定管理者として運営を受託しております川崎市南部地域療育センターにおいて、届出に関する重大な誤認識から運営上必要な職員の配置に関する届出が適正に行われていなかった事実が確認されました。また、この届出に関する誤認識を原因として、ご利用者に交付した書類に退職した職員の名前が記載されていたものがあったことも確認されました。現在、この事案について、川崎市の監査を受けております。

川崎市南部地域療育センターをはじめ、法人が運営する各施設のご利用者、関係者の皆様には、大変なご迷惑とご心配をおかけすることとなり、また、皆様の信頼を損なう事態となり、本当に申し訳ございません。心よりお詫び申し上げます。

当法人といたしましては、すでに再発防止に向けたガバナンス強化のための体制の再構築に着手しておりますが、今後決定される市の監査結果を厳粛に受け止め、事案の検証と再発防止、及び、ご利用者、関係者の皆様からの信頼回復に全力をあげて取り組む所存です。

現在監査を受けている状況ですので、具体的な対応等は監査の後に改めてご報告させていただきたいと思いますが、まずは皆様にご報告とお詫びをさせていただきます。

社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
理事長 成田 哲夫